

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書
「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第 2375300643 号)

当事業所はご契約者に対して、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方々が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人 医 仁 会 |
| (2) 法人所在地 | 愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目 129 番地 |
| (3) 電話番号 | 0587-95-6711 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 小 林 豊 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 58 年 8 月 26 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所者生活介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護事業所 |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、又必要な居室及び共用事業所等を使用させ、短期入所生活介護に係る介護保険給付対象サービス及び対象外のサービスを提供します。 |
| (3) 運営の方針 | 24 時間体制で、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携の元、総合的なサービスを提供します。 |
| (4) 事業所の名称 | ショートステイ 太郎と花子 |
| (5) 事業所の所在地 | 愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目 10 番地 |
| (6) 電話番号 | 0587-95-0134 |
| (7) 事業所長（管理者） | 氏名 橋本 圭輔 |
| (8) 当事業所の運営方針 | 事業所の職員は、居宅要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画及び短期入所生活介護計画に基づく |

日常生活上の介護等を行うことにより、利用者の心身の機能維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスの提供を行う。

- (9) 開設年月日 平成 26 年 8 月 1 日
 (10) 利用定員 20 名
 (11) 営業日 年中無休
 (12) 受付時間 月曜日～金曜日 9 時～17 時
 (13) 居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室 (1 人部屋)	20 室	全室個室 (13.18 m ² ～)
食堂兼機能訓練室	1 室	各種リハビリ器具
浴 室	2 室	一般浴 他に機械浴室、大浴場の利用可
ト イ レ	6 室	男子用 2 室、女子用 2 室、多目的 2 室
医 務 室	1 室	
相 談 室	1 室	
洗濯コーナー		他に業務用ランドリー
静 養 室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務付けられている設備です。

※居室の変更…利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。又、利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等との協議の上決定するものとします。

3. 職員の配置状況

〈 主な職員の配置状況 〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

西暦 2025 年 4 月 1 日現在

職 種	職員数	備 考
1. 事業所長 (管理者)	1 名	
2. 医師	1 名以上	
3. 看護職員		訪問看護ステーションあすかビレッジとの連携により 24 時間常時連絡の取れる体制を確保する
4. 生活相談員	1 名以上	
5. 介護職員 (介護福祉士等)	7 名以上	
6. 機能訓練指導員	1 名以上	
7. 栄養士	1 名以上	

〈 主な職種の勤務体制 〉

職 種	勤 務 体 制
1. 事業所長（管理者）	正規勤務時間帯 8：30～17：30 内での勤務
2. 医師	正規勤務時間帯 8：30～17：30 内での勤務
3. 生活相談員	正規勤務時間帯 8：30～17：30 内での勤務
4. 介護職員	標準的な勤務時間帯及び配置人員 早朝 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30 遅番 10：00～19：00 夜間 16：00～ 9：00 日勤時間帯においては、職員 1 名あたり入所者 3 名のお世話をします。
5. 機能訓練指導員	正規勤務時間帯 8：30～17：30 での常勤兼務

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第 4 章参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付され、利用者は一部負担（負担割合証に記載分）

〈サービスの概要〉

① 食事介助

（食事時間）朝食 7：45～ 昼食 11：45～ 夕食 17：45～

② 入浴

- ・利用者の心身の状況に応じて適切な入浴介助を行い、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練は専門家の指導の下、職員により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑥ 送迎

- ・事業実施区域内（丹羽郡・小牧市・江南市・岩倉市・犬山市）への送迎。
- ・事業実施区域外への送迎は要相談。別途交通費の負担あり。

(2) サービス利用料金

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

※(2)(3) 重要事項説明書別表参照して下さい。

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 13 条参照)

前記の料金・費用は、ご利用された月の末日に締め、翌月 15 日頃に請求書を発行し、26 日に口座振替いたします。前日までに引き落としされる口座の残高をご確認下さい。

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第 17. 19. 20. 21 条参照)

※利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

※利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

※サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を提示して協議します。

※利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 施設利用にあたっての留意事項

事業所の利用にあたっての留意事項を以下の通りとします。

- ・事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととします。
- ・来訪・面会は、面会時間を遵守し、備付けの面会者名簿に記帳をお願いします。
- ・外泊・外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出た上で、届出の記入をお願いします。
- ・敷地内禁煙となっております。
- ・火気の取り扱いは禁止となっております。
- ・設備・備品の利用は使用上の注意と説明を受けてから行ってください。これに反したご利用により破損した場合、賠償していただくことがございます。
- ・備え付け以外の家具に私物を収納しないようにお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として、自己管理をお願いします。
- ・施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ・騒音等他の入所者への迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。

6. 身体の拘束等

本事業所では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7. 虐待の防止

- 1 本事業所内において高齢者虐待は行いません。そのため以下の体制を整えます。
 - ① 従業者への研修を実施する。
 - ② 利用者や家族からの苦情処理体制を整備する。
 - ③ 万が一虐待が生じた場合、その他の従業者による高齢者虐待防止のための措置を講じる。
- 2 高齢者虐待を発見した場合には、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、大口町役場長寿ふくし課、愛知県国民健康保険団体連合会苦情相談室へ速やかに通報します。

8. 事故発生時の対応について

本事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、大口町長寿ふくし課及び当該利用者の保険者、家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録し保存します。

9. 非常災害対策

- 1 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- 2 年2回、昼間及び夜間を想定した避難訓練を、利用者も参加して実施します。

10. 秘密保持について

- 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守します。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約に明示し、同意を得ます。
- 3 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意、また利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を文書にて得ます。

11. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 〈職名〉 管理者 橋本 圭輔
電話 0587-95-0134 毎週 月曜日～金曜日 9:00～17:00

運営適正化委員会（愛知県社会福祉会館内 電話 052-212-5515）やあなたがお住まいになっている地域の介護担当に申し立てることもできます。

地域名	名称	住所	電話番号
大口町	長寿ふくし課	〒480-0126 丹羽郡大口町伝右一丁目35番地	0587-94-0051

扶桑町	介護健康課 介護グループ	〒480-0102 丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330	0587-93-1111
江南市	健康福祉部 高齢者生きがい課	〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90	0587-54-1111
小牧市	健康福祉部 介護保険課	〒485-8650 小牧市堀の内三丁目 1 番地	0568-76-1197
岩倉市	長寿介護課 介護保険グループ	〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地	0587-38-5811 (直通)
犬山市	健康福祉部 長寿社会課	〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36	0568-44-0326

西暦 年 月 日

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ショートステイ 太郎と花子

説明者職名..... 氏名.....

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに身元保証人の情報を用いる他、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 〒 (-)

氏名.....

代筆者.....

(利用者との続柄)

利用者の法定代理人等又は家族

住所 〒 (-)

氏名.....

(利用者との続柄)

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書 別表
「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書 別表

当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第4章参照）

（2）サービス利用料金

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

①介護サービス費基本単位数・1日あたり

※単独型短期入所生活介護 従来型個室

要支援1 479単位 要支援2 596単位

要介護1 645単位 要介護2 715単位 要介護3 787単位

要介護4 856単位 要介護5 926単位

②その他のサービス加算

以下の加算料金をいただきます。

加算項目	内 容	備 考
機能訓練体制加算	専従の機能訓練指導員を配置しています。	12単位／日
個別機能訓練加算 (対象者のみ)	専従の機能訓練指導員が個別計画を作成し、実施	56単位／日
利用者送迎加算	利用者宅と事業所との間の送迎を行った場合。片道につき1回ずつ加算される。	184単位／回
緊急短期入所受入加算	介護者の急病等の理由により短期入所を緊急に行った場合に、入所日から起算して7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として1日につき算定する。	90単位／日
介護職員等 処遇改善加算Ⅱ	介護職員等の処遇改善のための加算	1月につき所定 単位数×13.6%

1単位当たりの単価 10.17円。

※ケアマネージャーが必要と認めた場合、送迎サービスを利用できます。基本送迎地域は丹羽郡、小牧市、江南市、岩倉市、犬山市内となります。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合

も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 滞在費

ご契約者の滞在に要する費用です。個室利用料金日額 2,000 円

②食費

ご契約者に提供する食材料及び調理にかかる費用相当です。

料金：1 日あたり 1,950 円（朝 500 円、昼 800 円、夕 650 円）

但し、入退所日及び外出等により 1 日 3 食を摂られない場合は、1 食毎に設定した料金の合計額をお支払いいただきます。

①及び②について、特定入所者介護サービス費の対象者（利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方）は、下記の料金表のとおり、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。

利用者負担段階	食 費（日 額）	滞 在 費（日 額）
	負担限度額	負担限度額
第 1 段階	300 円	380 円
第 2 段階	600 円	480 円
第 3 段階①	1,000 円	880 円
第 3 段階②	1,300 円	880 円
第 4 段階	1,950 円	2,000 円

③理容・美容

出張による理美容サービスをご利用いただけます。利用料金：別紙参照

④テレビ・冷蔵庫レンタル、日用品等

- ・床頭台（テレビ、冷蔵庫、貴重品入、棚等）レンタル費用。日額 200 円
- ・入浴セット（タオル類、ボディソープ、シャンプー、リンス） 1 回 300 円

⑤洗濯代

コインランドリー以外にも、洗濯・乾燥のサービス（1 ネット 800 円）があります。

⑥通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、当該実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、

当該実施地域を超える地点から1 km 未満は100 円とし、以降は1km 当たり100 円とします。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相応な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までに文書にて通知します。